

## 第 20 回政策評価審議会（第 25 回政策評価制度部会との合同） 議事要旨

- 1 日 時 令和 2 年 12 月 4 日(金)10 時 00 分から 11 時 30 分
- 2 場 所 中央合同庁舎第 2 号館 第 1 特別会議室
- 3 出席者  
(委員)  
岡素之会長、森田朗会長代理（政策評価制度部会長）、岩崎尚子委員、牛尾陽子委員、薄井充裕委員、田淵雪子委員、前葉泰幸委員、白石小百合臨時委員、田辺国昭臨時委員  
  
(総務省)  
長屋総務審議官、白岩行政評価局長、米澤審議官、佐々木審議官、原嶋企画課長、辻政策評価課長、岡企画官
- 4 議 題
  - 1 政策評価審議会の提言骨子案について
  - 2 政策評価制度部会における取組状況等について
- 5 資 料
  - 資料 1－1 政策評価審議会 提言の構成案
  - 資料 1－2 政策評価審議会 提言骨子案
  - 資料 1－3 各府省における政策評価の運用実態等に関する調査票（各府省からの回答のポイント）
  - 資料 2 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果（令和 2 年度）
  - 参考資料 令和 3 年度以降の主な調査テーマ候補

## 6 会議経過

(1) 事務局から、「政策評価審議会の提言骨子案」について、資料1-1、1-2に沿って説明が行われ、その後意見交換が行われた。意見の概要は以下のとおり。

- ・ 事業官庁と制度官庁の評価の仕組みについて、この2つを同じように考えてよいかどうか、という問題提起があった。また、内閣府が提出した政策評価の問題点・課題について、政策評価の対象となる施策が拡大していく、政策評価の作業はルーティンワーク化しているなどが挙げられており、これは、政策評価の問題ではなく、政策そのものの問題ではないか。一旦できた政策を変えるのは難しく、既存の政策を廃止するためには、そのための法律が必要であり、スクラップアンドビルドが難しい。そうした時に、政策評価をうまく使って、政策そのものをブラッシュアップし、政策の必要性を気付かせるということはできるかもしれない。今回の提言は、政策体系そのものを見直すといったところに一石を投じることができればよいとの意見があった。
- ・ 提言骨子案の①しなやかな評価、②役に立つ評価、③納得できる評価について、大きな方向性については骨子案のとおりだと思うが、主体・主語、場合によっては目的語のコンセンサスを取っておいた方がよい。①しなやかな評価は、各府省の政策評価担当課、総務省の行政評価局、評価者自身など、評価する側・人にとってのしなやかな評価、②役に立つ評価は、評価される側にとっての役に立つ評価、③納得できる評価は、国民が納得できる評価、という方向で提言をまとめるように進めていただければとの意見があった。本意見に対し、事務局から、主体を限定するのが良いか、様々な主体を容認するのが良いか、提言をまとめる過程でご意見を伺いたいとの説明があった。
- ・ 行政評価局調査については、総務省が行う政策の評価と行政評価・監視の二本立てであると思うが、今回の取りまとめでは、行政評価・監視がメインになっている。前回の審議会で、政策の評価を行う際の観点として、国民の視点での評価あるいはユーザー、ステークホルダーの視点、様々な角度からの評価が必要なのではないかとコメントしたが、どのような形で整理をされているのか見えにくいと感じた。総務省が行う政策の評価で出てきた課題を審議会で議論して、勧告するという形で各府省に示すならば、この二つを分けて、審議会の役割とともに整理をしてもよいのではないかという意見があった。本意見に対し、事務局から、行政の評価が目指すべき姿は、政策の評価か行政評価・監視かを問わず、同じものと考えまとめていたが、御指摘を踏まえて検討したい。また、審議会の役割に関しては、「有識者の提示する中期的な課題認識」と表現したが、どこまで提言に含めるかを含め、審議会の委員に十分議論いただきたいとの説明があった。
- ・ 国民目線、現場重視ということは、政策評価において不可欠だと思う。その視点からすると、①しなやかな評価、②役に立つ評価、③納得できる評価は、

これまでの政策評価の在り方を進化させ、深めるもので、政策評価の目指すべき姿として、誰にとっても分かりやすく、腑に落ちる表現だと思う。国民に共感してもらえる政策評価を目指すべきであるとの意見があった。

- 行政評価局調査の充実強化の「しなやかな評価」について、現在行っている行政評価局調査は、各管区行政評価局が現地調査を行い、本省で取りまとめているが、地域における問題が非常に重要である場合は、本省の取りまとめを待つのではなく、各地域の問題や課題を中間発表や現地公表という形で行い、より効果の高い取扱いの仕方を考えてほしいとの意見があった。
- 各管区行政評価局が独自に行っている地域計画調査について、その調査がその地域だけの問題ではなく、全国的な課題の発掘や分析につながるように各管区行政評価局に取り組んでいただきたい、本省でもそういった考えを進めていただきたいとの意見があった。
- 政策評価審議会が政策評価の流れの中でどのような役割を果たしていくべきなのか、事務局にも、こういう審議会であってほしいということも言及していただけるとありがたい、審議会自体も行動すべきとの意見があった。
- 提言骨子案で大きな方向転換を提示していると認識している。これを総務省と各府省でいかに共有していくのが課題。提言骨子案で示している方向性をどのように具体的な取組に落とし込んでいくかを検討してほしいとの意見があった。
- コロナ禍において、よりデジタル化が加速するという社会状況が大きく変化する中で、今後は評価の仕方の見直しに加え、評価のツールとして積極的にデジタルを活用していくことを検討してほしいとの意見があった。本意見に対し、事務局から、今後、行政のデジタル化の対応については、各調査を行う際に見ていくことになると思うが、具体的にどのような視点から切り込めばいいかなど、意見を伺いたいとの説明があった。
- 提言の内容について、主客体を具体的に記述することによって、結果として、様々な主体にとってしなやかで役に立ち、納得できる評価という趣旨が伝わる提言が望ましいとの意見があった。
- 提言が実際に生かされるために、アクションプランを事務局でしっかり考え、逆推論的に浮かび上がらせる形の提言にすることも考えられるのではないかと。本意見に対し、事務局から、アクションプランについて、行政評価等プログラムも含めて、行政評価局のみで対応できるものについては、順次取り組んでいくとの説明があった。

(2) 事務局から、「政策評価制度部会における取組状況」について、資料1-3に沿って説明が行われ、その後意見交換が行われた。意見の概要は以下のとおり。

- 租税特別措置等の問題は、一度措置を創設すると廃止しにくいこと。延長要

望であれば、過去の実績が分かるため、例えば、件数が少ない措置を延長してどうするのかといった将来における措置の必要性をロジックで示すよう各府省に求めてほしい。また、租税特別措置等は、翌年度すぐに利用できるという即効性のある、非常に使いやすい政策手段であることに留意して点検を実施してほしいとの意見があった。本意見に対し、事務局から、御指摘については、今後、留意することを考えたいとの説明があった。

(3) 事務局から、「令和3年度以降の主な調査テーマ候補」について、参考資料に沿って説明が行われた。

(4) 最後に、会議全体をとおしての意見交換が行われた。意見の概要は以下のとおり。

- ・ 制度の前提となる社会環境が大きく変化している中、制度そのものの機能が変わり、役に立たなくなり意味がなくなるものも出てくる。制度の運用状況を評価しているだけでは問題の解決にならず、制度そのものを見直すことが評価の対象になってくる。その前提として、社会が変化する中でどのような政策が望ましいかについては、一つの体系的な政策思考を持つ必要がある。また、国民目線という視点は重要であるが、政策の論理として何が大切かということを確認していくことが大切だと思うとの意見があった。
- ・ 行政評価局調査について、各府省があら探しをされているという認識を持っていることは、望ましいことではないとの意見があった。
- ・ 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果について、租税特別措置等は政策手段の一つであるため、代替的手段との比較が重要ではないかとの意見があった。

以上

(文責：総務省行政評価局)